

秦野市キャッシュレス決済導入業務に係る
プロポーザル評価基準書

1 目的

本基準書は、秦野市キャッシュレス決済導入業務に係るプロポーザルにおける企画提案の評価にあたり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 審査対象者

秦野市キャッシュレス決済導入業務に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)第9項「参加資格」の要件を全て満たす者、かつ第19項「企画提案参加資格の取消し」の全ての項目に該当しない者とする。

3 選定委員会の設置

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、選定を行う。

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査は市が設置する「秦野市キャッシュレス決済導入業務に係る選定委員会」が行う。

(2) 選定委員

選定委員は次の者とし、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

ア 政策部長

イ デジタル推進課長

ウ 戸籍住民課長

4 企画提案審査

(1) 審査項目及び配点

企画提案書の書類審査及び評価

(提案書評価点 1人：50点)

(2) 企画提案書の書類審査及び評価について

別表「企画提案依頼事項」に求める記載内容に基づき評価する。

5 提案見積額審査

(1) 審査及び配点

提案見積書に記載された提案見積額の審査及び評価

(提案見積額評価点 40点)

(2) 評価について

提案見積額は、次の算定式により評価する。

提案見積額評価点 = 40点 × (1 - (見積額 / 上限額)¹⁰)

※小数点以下切捨て

6 決済手数料率審査

(1) 審査項目及び配点

提案見積書に記載された決済手数料率の審査及び評価

(手数料率評価点 10点)

(2) 審査及び評価について

各決済ブランドの決済手数料率平均値に基づき次のとおり評価する。

点数	決済手数料率の平均値
10	3.1%未満
8	3.1%以上 3.2%未満
6	3.2%以上 3.3%未満
4	3.3%以上 3.4%未満
2	3.4%以上 3.5%未満
0	3.5%以上

7 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、提案書評価点に提案見積額評価点及び手数料率評価点を加え、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。